

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和2年8月13日 15時10分ごろ
発生場所	愛知県西尾市佐久島南西方沖 佐久島港太井ノ浦灯標から真方位259° 1,200m付近 (概位 北緯34° 42.7′ 東経137° 01.9′)
インシデントの概要	水上オートバイ中心は、航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年9月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 中心、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	290-58925愛知、株式会社 中心
乗組員等に関する情報	船長、特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せて航行中、操舵ができなくなり、運航不能となった。 本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇にえい航された。 船長は、本インシデント後、修理業者からステアリングノズルがなくなっていたことを聞き、これまで休憩等で上陸する際に本船を砂浜等に引き上げていたので、同ノズルが何かに当たるなどして亀裂が入り、本インシデント時の航行中に脱落し、操舵ができなくなった可能性があると思った。
分析	本船は、船長がステアリングノズルに亀裂が入った状態で航行したことから、ステアリングノズルが脱落し、操舵ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長がステアリングノズルに亀裂が入った状態で本船を航行したため、ステアリングノズルが脱落し、操舵ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、発航前又は船体を砂浜等に引き上げたのち出発する際には、ステアリングノズルの動作確認をするほか、亀裂の有無を確認すること。